

(様式5) 株式会社(取締役会非設置型)の定款例

株式会社〇〇〇

定款

平成	年	月	日作成
平成	年	月	日公証人認証
平成	年	月	日会社設立

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社〇〇〇と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 〇〇〇
- 2 〇〇〇
- 3 〇〇〇
- 4 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を岩手県〇〇〇に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、〇〇に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行する株式の総数)

第5条 当社の発行する株式の総数は、〇〇〇株とする。

(株式の譲渡制限)

第6条 当社の株式を譲渡するには、株式会社の承認を受けなければならない。ただし、株主間の譲渡については、承認を受けたものとみなす。

(株式の売り渡し請求)

第7条 当社は、当社の株式を相続その他の一般承継により取得したものに対し、株主総会の決議をもって、当該株式を当社に売り渡すように請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載または記録)

第8条 株式の取得により当該株式に係る株主名簿記載事項の記載または記録を請求するには、当社所定の請求書に株式取得者および株主名簿に記載または記録された株主（一般承継人を含む）が記名押印し、これを会社に提出しなければならない。ただし、譲渡以外の事由による株式の取得の場合には、その事由を証する書面も添付しなければならない。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第9条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その変更又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第10条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第11条 当会社は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

2 前項のほか、株主または質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株主の住所等の届出)

第12条 当会社の株主および記載された質権者またはその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所、および印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じた時も、その事項につき同様とする。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じてこれを招集する。

2 株主総会を招集するときは、会日の1週間前までにその通知を発する。

(議長)

第14条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

2 会社法第309条第2項に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を行使することができる他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果は、これを議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行い、当会社本店において10年間保存するものとする。

第4章 取締役

(員数)

第18条 当会社には、取締役1名以上を置く。

(選任の方法)

第19条 当会社の取締役は、当会社の株主より株主総会において選任する。ただし、必要がある時は、株主以外の者から選任することを妨げない。

2 当会社の取締役は、株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

3 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、就任後10年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、前任取締役または他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役および社長)

第21条 取締役が2名以上ある時は、取締役の互選により代表取締役1名を選任する。

2 当会社を代表する取締役は社長とする。

(報酬および退職慰労金)

第22条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。

第5章 計 算

(営業年度および決算期)

第23条 当会社の営業年度は、毎年〇月〇日から翌年〇月〇日までの1年とし、毎年〇月〇日を決算期とする。

(剰余金の配当)

第24条 剰余金の配当は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して支払う。

2 剰余金の配当がその支払提供の日から満3年を経過しても受領されない時は、当会社はその支払義務を免れる。

第6章 附 則

(設立に際して出資される財産の価額)

第25条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は金〇万円とする。

(最初の営業年度)

第26条 当会社の最初の営業年度は、当会社設立の日から平成〇年〇月〇日までとする。

(最初の取締役)

第27条 当会社の最初の取締役は次のとおりである。

取締役 〇〇〇

取締役 〇〇〇

(発起人の氏名、住所および設立時発行株式に関する事項)

第28条 発起人の住所、氏名および発起人が割当を受ける設立時発行株式の数ならびに当該株式と引き換えに払い込む金銭の額は次のとおりとする。

岩手県〇〇〇丁目〇番〇号 〇〇〇

〇株 金〇万円(1株につき金5万円)

岩手県〇〇〇丁目〇番〇号 〇〇〇

〇株 金〇万円(1株につき金5万円)

(会社成立後の資本金および資本準備金の額に関する事項)

第29条 当会社の資本金の額は、設立時発行株式の払込金額の2分の1である金〇万円とし、その余りは資本準備金とする。

以上、株式会社〇〇〇を設立するため、この定款を作成し、発起人が次に記名押印する。

平成〇年〇月〇日

発起人 〇〇〇 印